



島根県報

平成27年5月8日（金）

第2,697号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林及び保安林予定森林

（森 林 整 備 課） 2

告 示**島根県告示第358号**

次のように保安林を解除予定保安林及び保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年5月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除**(1) 解除予定保安林の所在場所**

松江市八雲町熊野5881、5888、5890、5893-2、5893-3、5893-9、5893-10、5895-1、5988-6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 指定**(1) 保安林予定森林の所在場所**

1の(1)に同じ。

(2) 指定の目的

水源の涵養^{かん}

(3) 指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）